

(別添2)

医政局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

医政局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うこととする。

(1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の医療施設等の補助施設等の転用であって、次の条件をいずれも満たす場合

ア 転用後の用途が厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等(以下「国庫補助対象施設等」という。)であること

イ 補助金等の交付を受けずに代替施設を新たに整備すること

(2) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の医療施設等の補助施設等は無償譲渡又は無償貸付する場合で、財産処分後も財産処分前と同一の事業が継続される場合

(3) 補助金等で整備された療養病床について、財産処分の際に入院している患者がその状態に即した適切な施設等において必要な対応が図られる場合であって、次のいずれかに該当する場合(ただし、平成36年3月31日までの間に限る。また、地方公共団体が行う場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合以外については、当初の財産処分後10年を経過するまでの間は、厚生労働大臣の承認を受けないで当該施設等の処分を行ってはならないものとする。)

ア 療養病床(療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床に限る。)について、病床の数を増加させることなくその全部若しくは一部について医療法第7条第2項第5号に定める一般病床に転用(取壊し後に新築又は増築する場合を含む。以下(3)において同じ。)する場合又は転用せずに療養病床の利用率等を踏まえて療養病床の数を減ずる場合であって、次の条件をすべて満たす場合

(ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保すること

(イ) 引き続き、機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること

- (ウ) 患者の療養環境を向上させるよう対応するものであること
- イ 療養病床（療養病床を補助条件としているか否かにかかわらず補助金等の交付を受けて整備された療養病床をいう。）について、その全部若しくは一部を次の（ア）から（ケ）までの施設に転用し、又は、それらの施設として使用することを条件として他の社会福祉法人等へ無償譲渡又は無償貸付を行う場合
- （ア）介護老人保健施設
- （イ）介護医療院
- （ウ）軽費老人ホーム（ケアハウス）
- （エ）有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者 1 人当たりの床面積が 13㎡以上であるもののうち、利用者負担第 3 段階以下の者でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- （オ）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- （カ）認知症高齢者グループホーム
- （キ）小規模多機能型居宅介護拠点
- （ク）生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づくものに限る。）
- （ケ）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 4 条の規定により登録されている賃貸住宅（「介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 264 号）に適合するものとして都道府県知事に届けられているものに限る。）

注）「療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床」とは医療施設近代化施設整備事業で次により整備された療養病床をいう。

- ア）病院の改修（一部増築を含む。）により整備された療養病床
- イ）診療所の改修等（新規開設を除く。）により整備された療養病床
- ウ）介護基盤整備促進事業（平成 16 年度廃止）により整備された療養病床

- （4）補助金で整備された医療機器等について行う財産処分であって、療養病床から上記（3）のイ（ア）から（ケ）までのいずれかに該当する施設への移行に伴い行われる場合（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(5) 都道府県が行う仮設診療所、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車（以下、「仮設診療所等」という。）の施設又は設備（以下「施設等」という。）の財産処分であって、迅速な医療体制の確保を図るため、都道府県以外の者が当該施設等を使用して、仮設診療所等の開設及び運営を行う場合の貸付け

(6) 都道府県が行う仮設診療所等の施設等の財産処分であって、当該地域の医療資源の充足状況等から補助目的が達成されたと認められる場合の取壊し又は廃棄

(7) 医療研究開発推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金（平成26年度以前の臨床研究中核病院整備事業又は早期・探索的臨床試験拠点整備事業に限る。）により取得した医療機器等について、施設の業務時間内の時間帯を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用する場合は、転用又は貸付に限り、次の条件を付したうえ、別紙様式による報告書の提出をもって承認があったものとして取り扱うこととする。

なお、厚生労働大臣等は必要に応じて、別紙様式により承認とみなした財産の活用状況について補助事業者等から報告を受け、又は確認をすることができる。

- ① 使用予定者との間で当該一時使用に係る管理協定等を締結すること。
- ② 貸付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は、実費相当額を求め、ても差し支えないものとする。

2 国庫納付に関する承認の基準の特例

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第3の1(1)又は2(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、医療法人等が行うものについては、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再処分に関する条件が付されるものとし、また、この場合であって、以下の(1)イに該当する場合には、代替施設に再処分に関する条件と同様の条件が付されるものとする。

(1) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等の転用であって、次のいずれかに該当する場合

ア 国庫補助対象施設等へ転用する場合

イ 新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備した上で、補助施設等を転用する場合

(2) 地方公共団体又は医療法人等が行う 医療施設等の補助施設等の無償譲渡又は無償貸付であって、無償譲渡又は無償貸付後において国庫補助対象施設等として使用する場合

(3) 地方公共団体又は医療法人等が行う 医療施設等の補助施設等と同等以上の施設等との交換であって、交換により取得した施設等において交換前と同一の事業を行う場合

3 その他

医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る財産処分の手続等については、平成12年3月31日健政発第415号厚生省健康政策局長通知「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取り扱いについて」によるものとする。